

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十七号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日まで
の間にある職員（その日に減額改定対象職員（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号）附則第三項に規定する減額改定対象職員をいう。第四条第三項第二号において同じ。）であったものに限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成二十一年改正条例第七条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第三条第四項第一号中「とあるのは、」を「とあるのは、」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中、並びに当該定める日」とあるのは、「を当該定める日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

で除して得た額並びに同日」とする「に改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」「に」とあるのは、「を」とあるのは「に」とする「を」と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは、「に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする「に改め、同項第三号中」とあるのは、「を」とあるのは「に」とする「を」と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする「に改める。

第四条第三項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であつたものに限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成二十一年改正条例第七条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成十七年佐賀県条例第七十二号）附則第七条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。

第四条第四項第一号中「とあるのは」「を」とあるのは「に」とする「を」と、

前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とするに改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに」とあるのは「に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額並びに」とするに改め、同項第二号中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第二項中「並びに給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数に乗じて得た額並びに同日」とするに改める。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。